

庁議付議事案申請書

平成 23 年 8 月 26 日

付議番号	23 — 29 号	提出者	子ども福祉 部長	牛島 康子
1. 件名	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画の決定について			
2. 提案の種類 (規程第2条各号) ○をつける。	(1)行財政運営の基本方針に関すること。			
	(2)重要施策に関すること。			
	(3)条例案、予算案その他の市議会提出事案に関すること。			
	○ (4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。			
	(5)各部課における業務所管の決定に関すること。			
	(6)各部課における重要な報告及び業務連絡に関すること。			
	(7)その他市長が命じた事項に関すること。			
3. 提案内容	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画を市の計画として決定する。			
4. 提案理由	待機児童の解消のための保育所整備や市立保育所の民営化については計画的に進める必要があり、従来よりそのための全体計画の策定が求められてきた。今回、その全体計画を『保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画』としてパブリックコメント等の手続きを経て作成したので、当該計画を全庁的な市の計画として決定するために提案する。			
5. 提案までの経過	平成22年3月に保育行政のあるべき方向性を定めた保育の基本構想を策定した。その基本構想を具現化し、また、第四次国分寺市長期総合計画で方向付けられている市立保育所の民営化を具体化するために、『保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）』を平成23年1月13日に保育課として決定（市長決裁）した。その後、同年5月2日から6月2日までパブリックコメントを実施し、同年7月24日及び25日に市民説明会を実施した。			
6. 現状と問題点	本計画はパブリックコメントで165名の方から961件の意見提出を受けた市民からの関心が高い計画である。また、アウトソーシング基本方針に基づく実施計画の一部であり、当該基本方針に基づく初めての本格的な実施計画である。本計画で保育所の整備や市立保育所の民営化に関するものの他に、保育サービスの水準の維持向上を図るための仕組である【基幹型保育所システム】を導入することとしているが、その詳細設計は今後行うこととしている。したがって、当面はこの基幹型保育所システムが十分に機能するための基幹型保育所ワーキングチームなどの業務を丁寧に進めていきたい。 保育所の民営化を行った結果、利害関係者から保育の質が低下したとの評価を受けてしまった場合は、保育所の民営化のみならず市のアウトソーシング全般に対する信頼を失うこととなるため万全を期して対応していく必要がある。			
7. 関係資料	資料①：保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）【行革推進本部配布済資料】			
	資料②：保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）新旧対照表【行革推進本部配布済資料】			
	資料③：保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）のパブリックコメントの結果について【行革推進本部配布済資料】			
	資料④：保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画（案）【完成版】			

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	保育所への入所を希望していながら保育所に入所できない待機児童を解消するため早急に保育所整備を行う必要がある。	A
公共性	保育所を利用する市民や地域住民にとって保育所の整備や民営化、保育所の提供体制のに関する事項は公共的である。	B
重要性	今後の保育行政の方向性を決定することであり重要性は高い。	A
公平性	待機児童の解消や保育所整備の地域的格差の解消に関する内容も含まれており公平性の観点を含むものである。	B
総合性	民営化による財政健全化の内容が含まれており、アウトソーシングや民間活力の導入など市全体の政策と関連している。	A
将来性	待機児童の解消や保育サービスの水準の向上などを目的としており、本計画の成功は住民の福祉の増進に寄与する。	B
経済性	市立保育所の民営化は財政健全化の内容と関連しており経済的効果が高い。	A
継続性	保育の基本構想を具現化する内容であり、当該構想は平成21年度より策定してきたもので、継続的な保育行政に関するものである。	A
関連性		
連携性		
地域性		
財源性	保育サービスの拡充には多くの財源投入が必要である。一方で本計画は民営化による財政削減が含まれている内容であり、実現により長期的には非常に財政効果の高い計画である。	A
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	パブリックコメント及び市民説明会により確保した。
	パブリックコメント	平成23年5月2日から6月2日までの期間で実施済みである。結果は9月15日号市報により公表予定である。
	法務の対応	民営化（民設民営の場合）する場合は市立保育所の廃止の条例改正の手続きが必要である。